

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童扶養手当関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大口町は、児童扶養手当システムにおける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・大口町は、「児童扶養手当の支給認定者の管理」を行うため「児童扶養手当」システム等を使用している。
- ・職員の不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、静脈、ID及びパスワードにより、操作者を限定している。
- ・操作者には、必要な業務のみ照会範囲の制限をしている。
- ・追跡調査のため操作ログを保存している。
- ・端末PCはセキュリティシステムによりデータを持ち出せないなどの対策を講じている。

評価実施機関名

愛知県丹羽郡大口町

公表日

令和7年1月10日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当関係事務
②事務の概要	児童扶養手当法に基づき、母子又は父子等のひとり親家庭等の生活の安定と児童の健全育成のため、18歳以下の児童を養育している方へ、児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的とする事務である。
③システムの名称	【大口町】扶養手当、中間サーハ、あいち電子申請・届出システム、申請管理、サービス検索・電子申請機能 窓ロソリューション(申請管理)
2. 特定個人情報ファイル名	
児童扶養手当受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法律第27号。以下「番号法」という。) ・番号法第9条第1項 別表第56の項(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の第81項・表の第1欄(情報照会者)が「都道府県知事」のうち、第2欄(特定個人情報利用事務)が「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの」となっているもの 【情報提供】 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(第2条表の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項第2条表(第17項、第20項、第42項、第89項、第90項、第125項、第141項、第155項、第161項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大口町健康福祉部こども課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大口町総務部行政課 〒480-0144 愛知県丹羽郡大口町下小口七丁目155番地 電話番号(0587)95-1699
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大口町健康福祉部こども課 〒480-0126 愛知県丹羽郡大口町伝右一丁目35番地 電話番号(0587)94-1222

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の照会が必要となった際は、誤った個人の特定個人情報を照会しないよう申請者からマイナンバーの提供を受け、住民基本台帳システムで住所を含む3情報を確認した上で照会している。また、申請者からマイナンバーを得られない場合も同様に住民基本台帳システムで確認した上で照会している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月1日	I-1-③ システムの名称	児童手当システム、中間サーバシステム、統合宛名管理システム	児童手当システム、中間サーバシステム、統合宛名管理システム、あいち電子申請・届出システム	事後	
平成29年8月1日	II-1 対象人数	1,000人以上1万人未満 平成27年6月30日 時点	1,000人以上1万人未満 平成29年7月31日 時点	事後	
平成29年8月1日	II-2 取扱者数	500人未満 平成27年6月30日 時点	500人未満 平成29年7月31日 時点	事後	
平成30年4月1日	I-5-② 所属長	福祉こども課長 丹羽 武弘	福祉こども課長 吉田 雅仁	事後	
平成30年4月1日	II-1 対象人数	1,000人以上1万人未満 平成29年7月31日 時点	1,000人以上1万人未満 平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	II-2 取扱者数	500人未満 平成29年7月31日 時点	500人未満 平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年3月1日	I-5-② 所属長の役職名		課長	事前	
平成31年3月1日	II-1 対象人数	1,000人以上1万人未満 平成30年4月1日 時点	1,000人以上1万人未満 平成31年2月1日 時点	事前	
平成31年3月1日	II-2 取扱者数	500人未満 平成30年4月1日 時点	500人未満 平成31年2月1日 時点	事前	
平成31年3月1日	IV リスク対策		新規追加	事前	
平成31年3月1日	表紙 特記事項	ICカード、ID及びパスワードにより、操作者を限定している。	静脈、ID及びパスワードにより、操作者を限定している。	事前	
令和2年4月1日	II-1 対象人数	1,000人以上1万人未満 平成31年2月1日 時点	1,000人以上1万人未満 令和2年2月1日 時点	事前	
令和2年4月1日	II-2 取扱者数	500人未満 平成31年2月1日 時点	500人未満 令和2年2月1日 時点	事前	
令和3年9月1日	I-4-② 法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和5年4月1日	I-5-① 部署	大口町健康福祉部福祉こども課	大口町健康福祉部こども課	事前	
令和5年4月1日	I-8 連絡先	大口町健康福祉部福祉こども課 〒480-0126 愛知県丹羽郡大口町伝右一丁目35番地 電話番号(0587)94-1222	大口町健康福祉部こども課 〒480-0126 愛知県丹羽郡大口町伝右一丁目35番地 電話番号(0587)94-1222	事前	
令和6年8月14日	I-3 個人番号の利用	1. 番号法又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法律第27号。以下「番号法」という。)・番号法第9条第1項 別表第1第37の項(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)	1. 番号法又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25法律第27号。以下「番号法」という。)・番号法第9条第1項 別表第56の項(児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの)	事後	
令和6年8月14日	I-4-② 法令上の根拠	【別表第二における情報照会】(大口町→他機関) ○番号法第19条第8号別表第2の第57項・別表第2の第1欄(情報照会者)が「都道府県知事」のうち、第2欄(事務)が「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの 【別表第二における情報提供】(他機関→大口町) ○番号法第19条第8号(別表第2の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項 別表第2(第13項、第16項、第26項、第30項、第47項、第64項、第65項、第87項、第116項)	【情報照会】 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の第31項・表の第1欄(情報照会者)が「都道府県知事」のうち、第2欄(特定個人情報利用事務)が「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって第八十三条で定めるもの」となっているもの 【情報提供】 ○番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(第2条表の第3欄(情報提供者)が「市町村長」のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項 第2条表(第17項、第20項、第42項、第89項、第90	事後	
令和7年1月9日	IV-8 人手を介在させる作業		十分である	事前	
令和7年1月9日	IV-8 判断の根拠		特定個人情報の照会が必要となった際は、誤った個人の特定個人情報を照会しないよう申請者からマイナンバーの提供を受け、住民基本台帳システムで住所を含む3情報を確認した上で照会している。また、申請者からマイナンバーを得られない場合も同様に住民基本台帳システムで確認した上で照会している。	事前	
令和7年1月9日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策		9)従業者に対する教育・啓発	事前	
令和7年1月9日	IV-11 当該対策は十分か【再掲】		十分である	事前	
令和7年1月9日	IV-11 判断の根拠		毎年度研修計画及び監査計画を立て、会計年度任用職員を含む全職員へマイナンバー及び情報セキュリティに関する研修受講を実施している。また、特定個人情報を取り扱う全部署へ毎年度自己点検を実施し、輪番制で自己点検結果について内部監査を実施しているが、当該自己点検の点検内容に、マニュアル整備・研修受講についてチェック項目を設け、実施されていることを確認している。	事前	
令和7年1月9日	I-1-③ システムの名称	町児童扶養手当システム、中間サーバシステム、宛名管理システム、住民基本台帳ネットワークシステム、あいち電子申請・届出システム	【大口町】扶養手当、中間サーバ、あいち電子申請・届出システム、申請管理、サービス検索・電子申請機能 窓口ソリューション(申請管理)	事前	
令和7年1月9日	表紙 特記事項	大口町は、「児童扶養手当の支給認定者の管理」を行うため「大口町児童扶養手当システム」を使用している。	大口町は、「児童扶養手当の支給認定者の管理」を行うため「児童扶養手当」システム等を使用している。	事前	